（名簿の登録事項）

第二条　言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）

三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正）

第二十五条　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十一条第一項の規定による許可を受けようとする外国医療関係者が厚生労働大臣に提出しなければならない書面等を定める省令の一部改正）

第二十六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十一条第一項の規定による許可を受けようとする外国医療関係者が厚生労働大臣に提出しなければならない書面等を定める省令（平成十六年厚生労働省令第百三十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「国籍」を「国籍等」に、「Nationality」を「Nationality, etc.」に改める。

（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正）

第二十七条　歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の七第一項の規定による申請書の提出をした者の当該申請書の提出に係る登録販売者名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の登録販売者名簿の登録事項を第九条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の八第一項第二号の規定に従ったものとするため、同令第百五十九条の九第一項の規定により登録販売者名簿の登録事項の変更を届け出ることができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「届け出なければならない」とあるのは「届け出ることができる」と読み替えるものとする。

（臨床工学技士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る臨床工学技士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、臨床工学技士名簿の登録事項を第十六条の規定による改正後の臨床工学技士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により同項の臨床工学技士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（名簿の登録事項）

第二条　言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別

三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。